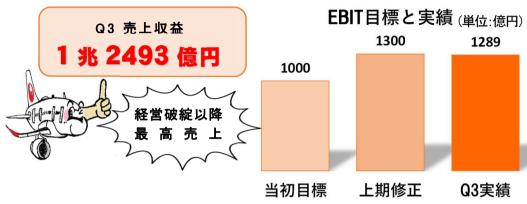
2024年も労働者には賃上げの追い風「失われた30年」を取り戻す春に

日本航空ユニオン宣伝ニュース No 535 (15-07) 2024年 02月 19日

Tel: 03-5756-8690 URL http://www.jlu.co.jp e-mail honbu@jlu.co.jp

24 春闘の前に 2023 年度第3 四半期の決算発表がありました。



業績は好調 人的資本投資はどうなる?

2月15日から24春闘の交渉が始まっています。昨年は7000円のベースアップがありましたが、今年はどう考えているのか人財本部長に聞いてみました。



去年の7000円は5年分をいっぺんにやるぐらいの勢いだった。 相当悩んで回答したけれど、今年はそれ以上に世の中に賃上げ の流れがあるという感覚はもちろんある。もう何十年分を一気 にやるのか、という感覚。

だけど賞与と違って1回上げたらそれがベースになるから・・・

今年も経営として悩んでいるようですが、物価高に対して賃金が上がり、賃金が上がった分を値上げで吸収するということが経済の好循環につながります。「失われた 30 年」で外国に差をつけられ、「安いニッポン」と言われるまま、というわけにもいかないでしょう。実際 JAL の国際旅客の実績を見ても海外発の需要は高く、日本発需要は伸び悩んでいます。昨年の賃上げがあっても海外旅行に行って消費できるような賃金になっていないということです。

価格転嫁に関してはJALの国際旅客、国内旅客の単価は上がっています。良い人材を確保し、更なる成長を望むなら、賃上げの流れは止められません。

経済の好循環にはベアかー時金か?

政府から「脱デフレ」の期待を背負わされている今春闘ですが、JLU の春闘 要求にはさまざまな項目が盛り込まれています。まずは大幅ベースアップがあった場合と一時金が多くもらえた時の消費行動を考えてみましょう。

基本伝

ベースアップにより基本賃金が増えると、家計は安定した収入を持ち、効率的な予算計画を立てやすくなり、継続的な消費活動につながります。

主な消費行動:食料品、日用品を含む生活必需品の購入。趣味や娯楽など 余暇を楽しむ支出。自己啓発や子供の教育にかかる支出など。

時

金

一時金の増加は、消費には一時的な影響を与えますが、次回の支給までの期間は不確定です。個人の考え方で大きく変わってきます。

主な消費行動:新しい家電製品、洋服、靴など消費財の購入。旅行、コンサートなどのレジャー消費。将来のための貯蓄や投資。

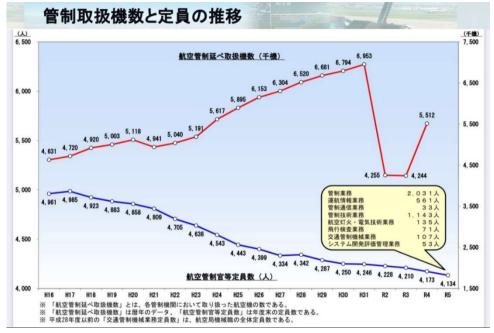
総じて、月齢賃金を増加させるベースアップのほうが消費の増加につながりやすいと言われています。消費行動は個々の財務状況や嗜好で違ってきますが、いずれも上がっていくことが当たり前と考えるようになれば、長く続いたデフレから脱却できるはずです。一般的にはベアと一時金が話題になりますが、各種手当も重要です。JALにおいては、破たんで切り下げられ、少しずつ改善の兆しが見えたかと思ったらコロナ禍になり、最近は各種手当に対しほとんど改善が見られません。手当を新設・改善すると期待できることは?

各種手当

各種手当の新設や増額は、社員の生活やモチベーションに直接影響します。個々の状況に応じて適用されるため社員間で差が出ますが、生活環境 や担当している仕事、就業時間に関するものなので納得感が得られます。

それぞれ大事な賃金 収入全体を考慮して今こそ改善を

国土交通労働組合の署名にご協力を



国家公務員である航空管制官が加入している労働組合「国土交通労働組合」では、1月の事故以前から「国土交通行政を担う組織・体制の拡充と職員の確保を求める署名」を行っていました。航空安全会議で共に活動しているJLUもこの取り組みに協力しています。署名用紙が回ってきたら周りの人にも声をかけて署名の輪を広げてください。(※署名活動は就業時間外に)

上のグラフ、少し見にくいかもしれませんが、上の線が航空管制の取扱機数で下の線が管制官の人数です。コロナで一度は下がった取扱機数も復便で551万機に増えています。一方で管制官などの定員数は減り続けています。航空以外の国土交通行政に関わる組織の職員も足りていないため、衆参両院議長に対し以下の内容の請願を行います。

- 1. 国土交通行政(気象庁・観光庁など外局を含む)を担う組織・体制を拡充し、必要な職員を確保すること。
- 2. 国土交通省が所管する独立行政法人の拡充と職員の確保を行うとともに運営費交付金を増額すること。

オンライン署名もあります



#国交労組で検索を

職場から参加できる 24春闘の取り組みを2つ紹介

航空連春關学習会オンライン

「労働法制の動きや

変形労働時間制について」

講師:東京南部法律事務所 梶山孝史弁護士

2月21日(水)18:00~参加希望者は本部に連絡を

24 春圆

着 替 え は 労 働 時 間

羽田空港スタンディング

3/7(木)

16:00~16:25 羽田空港第1ターミナルビル 16:35~17:00 羽田空港第2ターミナルビル

航空連に「着替えは労働時間」のプラスター(看板)を依頼しました。それを持ってアピールしましょう!現役労働者が整然と並んだ方が、SNSにアップされたときに見栄えがいいので、仕事前後に時間のある方は協力を。